

定 款

公益財団法人 Innovation of FUJI

公益財団法人 Innovation of FUJI 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 Innovation of FUJIと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、世界に誇る日本の「食衣住」、とりわけ「食」に関する文化並びに科学技術等（食材の研究、発酵学、保存技術、おいしさや香りの研究等）に関し、伝統の強みを礎としながら、新しい創意工夫等を取り入れ、グローバルに「新たな価値」＝「イノベーション」を提供できる有意な人材や団体等を育成するための助成・支援を行うことで、日本の食の文化・科学技術等のさらなる振興と向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「食」の文化・科学技術等を学ぶ大学生・大学院生・海外からの留学生、職業専門学校の学生（海外からの留学生を含む）に対する、奨学金支給・海外留学支援等の助成並びに指導・助言を行う事業
- (2) 「食」の職業に就いている個人で新たに「食」の文化・科学技術等を学ぼうとする個人に対する、奨学金支給・海外留学支援等の助成並びに指導・助言を行う事業
- (3) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業

2 前項第1号乃至第3号の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は官報に掲載する方法による。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 京都市左京区下鴨上川原町5番地3

設立者 藤尾康浩

拠出財産及びその額 現金150万円

住所 大阪府吹田市桃山台二丁目9番2-1103号

設立者 岡崎裕夫

拠出財産及びその額 現金150万円

(基本財産)

第7条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第 12 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 13 条 当法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又はその親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(評議員に対する報酬等)

第 16 条 評議員には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 2 節 評議員会

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 役員等報酬及び費用に関する規定の改正
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 19 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された評議員 1 名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以上

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また専務理事1名を置くことができる。専務理事は、業務執行理事とすることができます。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 当法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(解任)

第31条 役員が次の二に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。ただし、理事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条第4項に定める報告を除くものとする。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 選考委員会

(選考委員会)

第 41 条 この法人には、第 4 条に掲げる助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、5 名以上 7 名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、当該分野に詳しい有識者のほか、学識経験者、企業経営者等助成の審査及び選考に貢献できる者から理事会で選出し、理事会が委嘱する。

4 選考委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により定める選考委員会規程による。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 43 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 44 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 事務局の設置

(事務局の設置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める事務処理規則によるものとする。

第 8 章 附則

(設立時評議員)

第 48 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 伊東岳俊、高橋文章、屋代由佳

(設立時役員)

第 49 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤尾康浩、岡崎裕夫、城川雅行

設立時代表理事 岡崎裕夫

設立時監事 後藤紳太郎

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 5 年 1 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2024 年 7 月 10 日 改定

2024 年 10 月 1 日 改定